

[憲 法]

〔No. 1〕 語句群の中から適切な語句を選んで()内に入れると、違憲審査制に関する学生Aと学生Bの会話が完成する。使用回数が最も多い語句と2番目に多い語句の使用回数の差は、後記1から5までのうちどれか。なお、使用回数が最も多い語句が複数ある場合は、その使用回数の差を0回とする。

学生A 日本国憲法が最高裁判所に()を与えていると解することについては、学説は一致しているようだが、問題となるのは、それに加えて、法令等の()を抽象的・一般的に審査決定する()が最高裁判所に与えられているか否かだね。

学生B 学説としては、最高裁判所に与えられた権限は、()を前提として、その解決に必要な限りでのみ違憲審査を行う権限にとどまると解する説《A説》と、憲法第81条により、最高裁判所に()が与えられていると解する説《B説》と、憲法第81条は、最高裁判所に()的性格を積極的に与えていると解することはできないが、だからといってそれを禁ずる趣旨にも解されないから、法律や裁判所規則でその権限や()を定めれば、最高裁判所に()としての機能を果たさせることが許されると解する説《C説》があったんじゃないかな。

学生A そうだね。ただし、B説については、最高裁判所が()を行使するためには、そのための()が法律で定められる必要があると解する説《B₁説》と、そのような法律は必要でないと解する説《B₂説》に分かれていたんじゃないかな。

学生B ところで、A君は、どの説を支持するのかな。

学生A 僕は、A説を支持するね。日本国憲法の制定経過からみて、違憲審査権は()行使の一環として位置付けられていると解するのが自然だし、()の基本的な要素として()を解決するということがあるから、()が最高裁判所に与えられていると解するのは、最高裁判所に()を超えた第4権を与えたことになってしまうのではないかな。

学生B 僕も、基本的には、A君と同意見だけど、最高裁判所が違憲審査権を行使するためには、常に()が必要だとはいえないんじゃないかな。現に、最高裁判所は、個人の主観的な法律上の利益にかかわらない()において違憲審査権を行使しているよ。

【語句群】

| | | | | |
|----------|--------|--------|----------|--------|
| 立法権 | 行政権 | 司法権 | 付随的違憲審査権 | |
| 抽象的違憲審査権 | 憲法訴訟 | 客観訴訟 | 訴えの利益 | |
| 具体的な争訟 | 憲法裁判所 | 憲法適合性 | 手続 | |
| 1 . 0回 | 2 . 1回 | 3 . 2回 | 4 . 3回 | 5 . 4回 |

〔No. 2〕 次の文章の(a)から(k)までの()内に語句群から適切な語句(複数回用いる場合もある。)を選んで入れると、ある事柄に関するまとまった論述になる。()内に同じ語句が入る組合せは、後記1から5までのうちどれか。

「憲法第21条第2項前段は、(a)の絶対的禁止を規定したものであるが、同規定にいう(b)とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す。

ところで、表現行為に対する(c)は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物はその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、(d)たることの性質上、予測に基づくものとならざるを得ないこと等から(e)の場合よりも広はんにわたりやすく、濫用のおそれがある上、実際上の抑止的効果が(f)の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する(g)は、表現の自由を保障し(h)を禁止する憲法第21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件の下においてのみ許容され得るものといわなければならない。

出版物の頒布等の(i)は、このような(j)に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、憲法第21条第1項の趣旨に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する(k)は、原則として許されないものといわなければならない。」

【語句群】

- | 事前抑制 | 事前差止 | 事後抑制 | 検閲 | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 . a i | 2 . b g | 3 . c h | 4 . d j | 5 . e k |

〔No. 3〕 次の文章は、学問の自由に関する記述であるが、(A)から(E)までの下線部分のうち、誤っているものは幾つあるか。

「憲法第23条は、『学問の自由は、これを保障する。』と定めている。周知のとおり、学問の自由の観念がドイツにおいて発展したため、(A)プロイセン憲法を範とした明治憲法(大日本帝国憲法)も、『日本臣民八法律ノ範圍内ニ於テ学問ノ自由ヲ有ス』と定めていた。

学問の自由には、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とが含まれているが、歴史的に見て、(B)専ら大学における学問の自由を保障しているのであって、広くすべての国民に対して学問の自由を保障しているわけではないと解される。そして、(C)大学における学問の自由には、その研究結果の発表の自由と関連して、その教授の自由も含まれるものと解される。

また、憲法は、大学の自治を明文で規定していないけれども、(D)大学における学問の自由を確保するため、憲法第23条は大学の自治をも保障しているものと解される。大学の自治は、このように、大学における学問の自由を保障するために認められるものであるから、(E)大学の教授及びその研究者の人事に関して認められるものであって、大学の施設及び学生の管理について認められるものではない。」

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 . 1 個 | 2 . 2 個 | 3 . 3 個 | 4 . 4 個 | 5 . 5 個 |
|---------|---------|---------|---------|---------|

〔No. 4〕 次の文章の(ア)から(オ)までの()内に下記AからEまでの文のうちから適切なものを選んで入れると、弁護人依頼権と接見交通権の制限に関するまとまった論述になる。(ア)から(オ)までの()内に入れるべき文の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「(ア)。したがって、(イ)と解すべきである。そうすると、被疑者と弁護人等との接見交通権を規定する刑事訴訟法第39条第1項は、憲法の保障に由来するものであるとすることができる。もっとも、(ウ)。したがって、(エ)というべきである。刑事訴訟法第39条第3項本文は、被疑者の取調べ等の捜査の必要と接見交通権の行使との調整を図る趣旨で置かれたものであるが、弁護人等からされた接見等の申出を全面的に拒むことを許すものではなく、単に接見等の日時を弁護人等の申出とは別の日時とするか、接見等の時間を申出より短縮させることができるものにすぎず、また、捜査機関において接見等の指定ができるのは、接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られ、しかも、その場合には、捜査機関は、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護人等と防御の準備をすることができるような措置を採らなければならないと解すべきである。そうすると、(オ)。」

A 憲法第34条は、身体の拘束を受けている被疑者に対して弁護人からの援助を受ける機会を持つことを保障するという趣旨が実質的に損なわれない限り、接見交通権の行使と捜査権の行使との間に合理的な調整を図る法律を設けることを否定していない

B 憲法は、刑罰権の発動のための捜査権の行使が国家の権能であることを当然の前提としており、その行使のために身体を拘束して被疑者を取り調べることを否定していない

C 憲法第34条前段の弁護人依頼権は、身体の拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど自己の自由と権利を守るため弁護人から援助を受けられるようにすることを目的としている

D この規定は、弁護人依頼権の保障の趣旨を実質的に損なうものではないから、憲法第34条前段に違反していない

E この規定は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないというにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障している

1. アにD, イにA 2. イにE, ウにB 3. ウにA, エにC
4. エにB, オにD 5. オにC, アにE

〔No. 5〕 次の文章は、公衆浴場の適正配置規制(距離制限)の合憲性について判示した最高裁判所の判決(最高裁判所第2小法廷判決平成元年1月20日)の理由の一部を抜粋したものである。この判決に関する後記AからEまでの記述のうち、誤っているものは幾つあるか。

「公衆浴場法に公衆浴場の適正配置規制の規定が追加されたのは昭和25年法律第187号の同法改正法によるのであるが、公衆浴場が住民の日常生活において欠くこと

のできない公共的施設であり，これに依存している住民の需要にこたえるため，その維持，確保を図る必要のあることは，立法当時も今日も変わりはない。むしろ，公衆浴場の経営が困難な状況にある今日においては，一層その重要性が増している。そうすると，公衆浴場業者が経営の困難から廃業や転業をすることを防止し，健全で安定した経営を行えるように種々の立法上の手段をとり，国民の保健福祉を維持することは，まさに公共の福祉に適合するところであり，前記の適正配置規制及び距離制限も，その手段として十分な必要性和合理性を有していると認められる。」

A この判決は，公衆浴場の適正配置規制（距離制限）は，自由な営業行為を許した場合に生じ得る害悪の発生を防止するための消極的，警察的目的の規制であると解している。

B この判決は，薬局等の適正配置規制（距離制限）を定めた薬事法の規定が憲法第22条第1項に違反するとした判例（最高裁判所大法廷判決昭和50年4月30日）を変更するものである。

C この判決は，営業の自由の制限は，立法府の裁量にゆだねられた事項であって，司法審査の対象とはならないとの考え方を示したものである。

D この判決は，住民の日常生活において欠くことのできない公共的施設であれば，常に適正配置規制（距離制限）が憲法上許容されるとの考え方を示したものではない。

E この判決は，営業の自由を制限する法律の憲法適合性は，専らその法律が制定された当時において，そのような規制を必要とする社会的事実があったか否かによって決定されるとの立場に立っている。

1 . 1 個 2 . 2 個 3 . 3 個 4 . 4 個 5 . 5 個

〔No. 6〕 次の文章中の { } 内から正しい語句を選んで文章を完成させた場合，その語句の組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

第二次世界大戦後，人権の保障が国際的課題になっているが，国際連合総会で採択された {ア 国際連合憲章 イ 世界人権宣言} には法的拘束力はない。これに対し，その後国際連合総会で採択された経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）と市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約），そして市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（選択議定書）からなる国際人権規約は， {ウ いずれも エ A規約については オ B規約については} 加盟国に対する法的拘束力を有する。

なお， {カ 国際連合憲章 キ 世界人権宣言} は，人権保障の国際的基準を示して，その第1条において，「すべての人間は，生れながらにして自由であり，かつ，尊厳と権利とについて平等である。」と規定し {ク 世界人権宣言 ケ A規約及びB規約} は，第1条において，「すべての人民は，自決の権利を有する。」と明言していることが特徴的である。

国際人権規約については，日本は， {コ 選択議定書を除き サ いずれも} ，若干の留保付きで1979年に批准している。

1 . エ - カ - ア 2 . カ - ウ - ケ 3 . キ - ケ - サ
4 . ケ - コ - イ 5 . サ - イ - オ

〔No. 7〕 次の文章は、徳島市公安条例事件判決（最高裁判所大法廷判決昭和50年9月10日）の一部であるが、これに関する後記1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

「地方自治法第14条第1項は、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて同法2条2項の事務に関し条例を制定することができる、と規定しているから、普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなり得るし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例が併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する目的と効果を何ら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨でなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間に何らの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じ得ないのである。」

1. この判例によれば、法令で一定の事項を規制することが明示的に禁止されていない限り、条例でその事項を規制することは許される。
2. この判例は、地方公共団体の制定する条例が法令に矛盾抵触しても、有効となる場合があるという考え方を採っている。
3. この判例によれば、法令と条例で同一の事項が規制される場合であっても、規制の目的が異なる限り、条例は有効であることになる。
4. この判例は、条例制定権が地方自治法第14条第1項によって地方自治体に創設的に授権されたものと解している。
5. この判例によれば、一定の事項を規制する法令の規定が廃止された後に、条例によって同種の行為を規制することが許される場合がある。

〔No. 8〕 次の文章の（ア）から（オ）までの（ ）内に下記AからHまでの文から適切なものを選んで入れると、破産者免責制度と憲法第29条との関係に関するまとまった記述になる。（ア）から（オ）までの（ ）内に入れるべき文の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「破産法では、破産手続において破産財団から弁済されなかった破産債権者に対する債務について、破産者の責任を免除する免責を認めている。破産者免責制度については、（ア）かどうか問題になる。しかし、（イ）。そこで、破産者免責制度の目的についてみると、破産終結後においても破産債権者が無限に破産者の責任を追及することを認めると、破産者の経済的再起は甚だしく困難となり、ひいては生活破綻を招くおそれさえ

あるので、誠実な破産者を更生させるのに障害となる債権者の追及を遮断することにある。すなわち、(ウ)。その上、(エ)。したがって、(オ)といえる。」

- A 憲法第29条第2項によって財産権が制限される場合に、その制限に対して憲法第29条第3項の補償が必要である
 - B この程度の制限を課するには損失補償を要しない
 - C 破産者免責規定は、公共の福祉のため必要かつ合理的な財産権の制限である
 - D 破産法は、債務者に詐欺破産行為など一定の不信行為があったときは、免責を認めないことができるとし、また、租税、雇人の給料など一定の請求権を除外した破産債権についてのみ責任を免れるとし、免責の範囲を合理的に規制している
 - E 財産権については、憲法第29条第2項により、内在的な制約だけでなく政策的な制約も認められている
 - F 免責は、破産者に人間に値する生活を営む権利を保障するものである
 - G 公共の福祉のためにする一般的な制限は、原則的には何人もこれを受忍すべきものであるから、ある程度の制限を課するには損失補償を要しない
 - H 債権者の財産権を制限するものであるから、憲法第29条第1項に違反する
1. アにA, ウにF 2. イにB, エにE 3. ウにC, オにD
4. エにD, アにH 5. オにE, イにG

〔No. 9〕 内閣総理大臣の権限につき、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合でも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、所掌事務について一定の方向で処理するよう指導・助言等の指示を与える権限を有する。」とする見解があるが、次のAからEまでの記述のうち、この見解を導く論拠となり得るものは幾つあるか。

- A 行政各部を指揮監督することは、内閣の権限であり、内閣総理大臣は内閣を代表してそれを行うものにすぎない。
 - B 内閣総理大臣の指揮監督権限の行使は、閣議にかけて決定した方針に基づいてしなければならないが、その場合に必要とされる閣議決定は、指揮監督権限の行使の対象となる事項につき、逐一、個別的・具体的に決定されていることを要せず、一般的、基本的な大枠が決定されていれば足りる。
 - C 内閣総理大臣は、憲法上、行政権を行使する内閣の首長として(憲法第66条)、国務大臣の任免権(憲法第68条)、内閣を代表して行政各部を指揮監督する権限(憲法第72条)を有するなど、内閣を統率し、行政各部を統轄調整する地位にある。
 - D 内閣総理大臣の指揮監督権限は、本来、憲法第72条に基づくものであって、閣議決定によって発生するものではないが、この指揮監督権限の行使に強制的な法的効果を伴わせるために、内閣法第6条により、閣議にかけて決定した方針の存在を必要とするにすぎない。
 - E 内閣総理大臣は、憲法上、その所掌事務が行政事務全般にわたるとされていない。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

(参照条文)

内閣法第6条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。

〔No. 10〕 次のAからEまでの文章の(a)から(h)までの()内に語句群から適切な語句を選んで入れた上、「憲法第26条の規定は、『 』が、この規定の背後には、『 』。換言すれば、『 』。しかしながら、『 』。すなわち、『 』。」と並び換えると、憲法と子どもに対する教育権能の関係についての一つのまとまった論述になる。並び換えた後の文章において、8番目と19番目の()内に入れるべき語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。なお、同じアルファベットの()内には同じ語句が入る。

- A 国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な(a)をする固有の権利を有すること、特に自ら(a)することのできない(b)は、その(a)要求を充足するための教育を自己に施すことを(c)に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる
- B (d)の理念に基づき、(e)が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかにするとともに、(b)に対する基礎的教育である(f)の絶対的必要性にかんがみ、親に対し、その子女に(f)を受けさせる義務を課し、かつ、その(g)を(e)において負担すべきことを宣言したものである
- C 同条が、(b)に与えるべき教育の内容は、(e)の一般的な(h)決定手続によって決定されるべきか、それともこのような(h)の支配、介入から全く自由な社会的、文化的領域内の問題として決定、処理されるべきかを直接一義的に決定していると解すべき根拠は、どこにも見当たらないのである
- D このように、(b)の教育が、専ら(b)の利益のために、教育を与える者の責務として行われるべきものであるということからは、このような教育の内容及び方法を、だれがいかにして決定すべく、また、決定することができるかという問題に対する一定の結論は、当然には導き出されない
- E (b)の教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、(b)の(a)をする権利に対応し、その充足を図り得る立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである

【語句群】

- | | | | | |
|------|----|-------|------|------|
| 子ども | 国 | 学習 | 大人一般 | 普通教育 |
| 福祉国家 | 費用 | 政治的意思 | | |
1. 子ども - 国 2. 大人一般 - 政治的意思 3. 費用 - 学習
4. 普通教育 - 子ども 5. 学習 - 国

〔No. 11〕 憲法第9条第1項の「国際紛争を解決する手段としては」の意義について、次の2説があるとした場合、後記AからEまでの記述のうち、明らかに誤っているものは幾つあるか。

- 甲説 国際紛争を解決する手段としての戦争とは、国際法上の用例に従うと、国家の政策の手段としての戦争、すなわち侵略戦争を意味し、自衛戦争を含まない。
- 乙説 国際紛争を解決する手段としての戦争とは、戦争がおおよそ国際紛争解決の手段として行われるものであることからみて、侵略戦争のみならず自衛戦争も含む。
- A 甲説に立ち、憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」とは、侵略戦争放棄という目的を達するためと考え、自衛戦争は合憲であるとの解釈が可能である。

B 甲説に立っても、憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」とは、同条第1項の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という箇所を受けて、戦力不保持の動機を示すものであると考えると、自衛戦争は違憲であるとの解釈が可能である。

C 乙説に立っても、憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」とは、同条第1項の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という箇所を受けて、戦力不保持の動機を示すものであると考えると、自衛戦争は合憲であるとの解釈が可能である。

D 甲説に立ち、憲法第9条第2項の「交戦権」につき、交戦状態に入った場合に交戦国に国際法上認められる権利と考えても、自衛戦争は違憲であるとの解釈が可能である。

E 乙説に立っても、憲法第9条第2項の「交戦権」につき、交戦状態に入った場合に交戦国に国際法上認められる権利であると考えれば、自衛戦争は合憲であるとの解釈が可能である。

1 . 0 個 2 . 1 個 3 . 2 個 4 . 3 個 5 . 4 個

(参照条文)

憲法第9条第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

同条第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
国の交戦権は、これを認めない。

【No.12】 国会議員の地位等に関する次のAからEまでの記述のうち、誤っているものは幾つあるか。

A 国会議員は、その所属する議院の許諾がある場合を除いては、国会の会期中逮捕されないことが憲法上保障されている。

B 国会議員の所属政党が当該議員の院内活動を理由としてその政党から除名することは、国会議員の免責特権を定めた憲法第51条の規定には抵触しない。

C 国会議員は、国庫から相当額の歳費を受けるものとされ、その歳費は、その在任中減額されないことが憲法上保障されている。

D 両議院は、各々その所属する議員の資格に関する争訟を裁判する権能を有しており、議院の議決により資格を有しないとされた議員から、更に裁判所に救済を求めることはできない。

E 国会議員が院内で行った発言を理由として、議院が、その議員を懲罰に付することは可能であるが、懲罰として除名処分を行うことは国会議員の免責特権を定めた憲法第51条の規定に抵触し許されない。

1 . 0 個 2 . 1 個 3 . 2 個 4 . 3 個 5 . 4 個

【No.13】 国会議員の選挙制度に関する次のAからEまでの記述のうち、判例に照らして明らかに誤っているものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 憲法の定める選挙権の平等原則は、単に選挙人の資格における差別を禁止するにとどまらず、投票価値の平等をも要求しているが、参議院議員選挙において都道府県単位で一定数の議員を選出するとの制度は、参議院議員の選出方法と衆議院議員の選出方法を異ならせることにより、参議院議員に地域代表的要素を加味しようとするものであり、その結果選挙人の投票価値の平等が損なわれることとなったとしても、直ちに憲法第14条第1項に反するとはいえない。
- B 憲法第43条第1項の「選挙」につき、直接選挙が要請されていると考えた場合、衆議院議員や参議院議員の比例代表選挙において、政党名を記載するとの投票方法を採用することは、政党にあらかじめ順位を定めた名簿を届け出させ、選挙人がその名簿を見て政党を選択して投票し、その名簿の順位に従って当選人を決定するとの方式によっても、憲法第43条第1項に反する。
- C 衆議院議員選挙における小選挙区制は、全国的にみて国民の高い支持を集めた政党に所属する者が得票率以上の割合で議席を獲得する可能性があり、民意を集約し政権の安定につながる特質を有する反面、野党や少数派政党も、このような支持を集めることができれば、多数の議席を獲得することができる可能性があり、政権の交代を促す特質をも有するということができるから、特定の政党にとってのみ有利な制度ではなく、また、死票が50パーセント以上生ずる可能性が高いが、死票は、どのような選挙制度を採用しても生じ得るものであるから、憲法の国民代表の原理に反するとまではいえない。
- D 衆議院議員選挙における小選挙区制において、候補者のみならず、候補者を届け出た所定の要件を備えた政党も選挙運動ができるとすると、所定の要件を備えた政党に所属する候補者と所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生ずることとなるが、その差異が一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達している場合には、憲法第14条第1項に反する。
- E 衆議院議員選挙における重複立候補制は、小選挙区選挙において落選した者であっても比例代表選挙の名簿順位によっては当選人になることができるとするものであるが、重複立候補することができる者を衆議院又は参議院に一定数以上の議員を有する政党に限るのは、国会が選挙制度を政策本位、政党本位にするためにこのような制度を採用したものであるとしても、立候補の自由を保障する憲法第15条第1項に反する。

1 . A C 2 . B D 3 . C E 4 . D A 5 . E B

〔No. 14〕 次の文章は、表現活動のために公共の場所を利用する権利について述べたものである。この考え方に関する後記1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

「ある主張や意見を伝達する自由を保障する場合に、その表現の場を確保することが重要な意味をもっている。特に表現の自由の行使が行動を伴うときには表現のための物理的な場所が必要となってくる。この場所が提供されないときには、多くの意見は受け手に伝達することができないといってもよい。一般公衆が自由に出入りできる場所は、それぞれその本来の利用目的を備えているが、それは同時に、表現のための場として役立つことが少なくない。道路、公園、広場などは、その例である。これを『パブリック

・フォーラム』と呼ぶことができよう。このパブリック・フォーラムが表現の場として用いられるときには、所有権や、本来の利用目的のための管理権に基づく制約を受けざるを得ないとしても、その機能にかんがみ、表現の自由の保障を可能な限り配慮する必要があると考えられる。」

- 1．この考え方は、表現活動に対する規制は、社会に対する明白かつ現在の危険がなければ許されないとの立場に立つことを当然の前提とするものである。
- 2．この考え方は、ある場所がパブリック・フォーラムとしての性質を有するか否かは、その場所が国や公共団体の所有に属するか否かによって決定されるとするものである。
- 3．この考え方によれば、一般公衆が自由に出入りすることができる場所におけるビラの配布行為を規制することは、表現の自由を保障した憲法第21条第1項に違反することになる。
- 4．この考え方によれば、一般公衆が自由に出入りすることができる場所におけるビラの配布行為を規制することが憲法に適合するか否かを判断する場合、その場所が道路のような公共用物であるか、あるいは私的な所有権や管理権に服する場所であるかによって、その判断に差異は出ない。
- 5．この考え方によれば、一般公衆が自由に出入りすることができる場所におけるビラの配布行為を規制することが憲法に適合するか否かは、表現の自由の保障においてその行為が持つ価値と、それを規制することによって確保できる他の利益とを比較衡量して判断すべきことになる。

〔No. 15〕 刑事補償に関する次のAからEまでの記述のうち、誤っているものは幾つあるか。

- A ある者が犯罪の嫌疑を受けて逮捕勾留されたが、証拠不十分であるとして公訴提起されることなく不起訴処分で手続が終了した場合、この者に対する抑留拘禁についての補償を受ける権利は憲法によって保障されている。
- B ある者が犯罪の嫌疑を受けて逮捕勾留され、公訴を提起されたが、公訴提起の手続が違法であるとして公訴棄却の判決を受けた場合、この者に対する抑留拘禁についての補償を受ける権利は憲法によって保障されている。
- C ある者が犯罪の嫌疑を受けて逮捕勾留され、公訴を提起されたが、適用された法律が違憲であると判断されて無罪の判決を受けたときは、起訴状記載の公訴事実の存在を認定することができた場合であっても、この者に対する抑留拘禁についての補償を受ける権利は憲法によって保障されている。
- D ある者が犯罪の嫌疑を受けて逮捕勾留され、公訴を提起されたが、その犯罪につき大赦が行われ、免訴の判決を受けた場合、この者に対する抑留拘禁についての補償を受ける権利は憲法によって保障されている。
- E ある者が犯罪の嫌疑を受けて逮捕勾留され、公訴を提起されて有罪判決を受けて懲役刑の執行を受けた後、再審を請求して再審で無罪の判決を受けた場合、この者に対する抑留拘禁については、刑の執行の部分を含めて、その補償を受ける権利は憲法によって保障されている。

- 1．1個 2．2個 3．3個 4．4個 5．5個

次の文章の【ア】から【サ】までの【 】内に適切な語句を入れると、ある事項について論じたまとまった文章になる。

「憲法第22条第1項に基づく個人の経済活動に対する法的規制は、個人の自由な経済活動からもたらされる諸々の弊害が社会公共の安全と秩序の維持の見地から看過することができないような場合に、【ア】に、かような弊害を除去ないし緩和するために必要かつ合理的な規制である限りにおいて許されるべきことはいうまでもない。のみならず、憲法の他の条項を併せ考察すると、憲法は全体として、【イ】理想の下に、社会経済の均衡のとれた調和的發展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである。このような点を総合的に考察すると、憲法は、国の責務として【ウ】な社会経済政策の実施を予定しているものといふことができ、個人の経済活動の自由に関する限り、個人の【エ】等に関する場合と異なつて、社会経済政策の実施の一手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと、憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当であり、国は、【オ】に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もつて社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図るために、【カ】により、個人の経済活動に対し、一定の規制措置を講ずることも、それがその目的達成のために必要かつ合理的な範囲にとどまる限り、許されるべきであつて、決して、憲法の禁ずるところではないと解すべきである。

社会経済の分野において、法的規制措置を講ずる必要があるかどうか、その必要があるとしても、どのような対象について、どのような手段・態様の規制措置が適切妥当であるかは、主として【キ】の問題として、立法府の【ク】に待つほかはない。というのは、法的規制措置の必要性の有無や法的規制措置の対象・手段・態様などを判断するに当たっては、その対象となる社会経済の実態についての正確な基礎資料が必要であり、具体的な法的規制措置が現実の社会経済にどのような影響を及ぼすか、その利害得失を洞察するとともに、広く社会経済政策全体との調和を考慮する等、相互に関連する諸条件についての適正な評価と判断が必要であつて、このような評価と判断の機能は、まさに立法府の使命とするところであり、立法府こそがその機能を果たす適格をそなえた国家機関であるといふべきであるからである。したがつて、以上に述べたような個人の経済活動に対する法的規制措置については、立法府の【ケ】にゆだねるほかなく、裁判所は、立法府の【コ】を尊重するのを建前とし、ただ、立法府がその【サ】を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限つて、これを違憲として、その効力を否定することができるものと解するのが相当である。」

【No. 16】 上記の文章の【ア】から【サ】までの【 】内に入れるべき語句の組合せとして正しいものは、次の1から5までのうちどれか。

1. アに消極的、カに行政指導
2. イに福祉国家的、キに財政政策
3. ウに積極的、ケに民主的討論
4. エに精神的自由、コに裁量的判断
5. オに積極的、サに立法権

〔No. 17〕 前記の見解について論じた次のAからEまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

A この見解は、社会経済政策の実施の一手段として行われる規制である場合には、必要かつ合理的範囲にとどまる限り、表現の自由に対する規制でも、憲法の禁ずるところではないとしている。

B この見解は、個人の経済活動の自由に対する積極目的による規制立法について、それが許容される根拠と、その合憲性の判断基準を示したものである。

C この見解によれば、個人の経済活動の自由に対する消極目的による規制立法は、規制措置が著しく不合理であることが明白である場合に限り違憲となる。

D この見解によれば、社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図るためには、社会公共の安全と秩序の維持に看過できないような弊害を生ずることがない場合でも、個人の経済活動の自由を規制することが、憲法上許される。

E この見解によれば、個人の経済活動の自由に対する規制は、積極目的である場合に限り、憲法上許容されることになる。

1 . A C 2 . B D 3 . C E 4 . D A 5 . E B

〔No. 18〕 憲法第21条第2項後段が保障する通信の秘密に関する次のAからEまでの記述のうち、明らかに誤っているものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

A 通信は、特定人から特定人へ意思や情報を伝達する表現行為であるから、通信の秘密の保障は、表現の自由の保障としての意味も有するが、その主たる目的は、特定人間のコミュニケーションの内容を他に知られないようにするというにあり、憲法第13条に基づくプライバシーの権利の保障とその趣旨を同じくする。

B 通信は、郵便制度や電気通信制度に依拠しているが、これらの制度が公権力によって運営されている場合、通信によるコミュニケーションは、これを仲介する公権力によってその内容がのぞかれる危険があるため、憲法は、特に通信の秘密を保障したものである。したがって、民間企業が通信事業を営んでいる場合であれば、捜査機関が犯罪捜査のため任意にその企業から特定者間の通信内容の報告を受けたとしても、憲法の保障する通信の秘密を侵害したことになる。

C インターネットのホームページは、不特定の者がアクセスできるものであり、通信内容に秘匿性が認められず、不特定の者に向けられた表現行為としての性質を有するものであるから、捜査機関が犯罪捜査のため令状なしにホームページにアクセスしたとしても、憲法の保障する通信の秘密を侵害したことになる。

D 郵便業務従事者が裁判所の囑託により破産者に対する郵便物を破産管財人に配達することは、憲法の保障する通信の秘密を侵すことになるから、破産管財人が破産者の財産状態や取引関係を把握するために必要な範囲に限定しても許されない。

E 特定の電話に関する通話の日時だけの開示であれば、通話内容を推知し得ないから、憲法の保障する通信の秘密を侵害したことになる。

1 . A B 2 . B C 3 . C D 4 . D E 5 . E A

〔No. 19〕 予算，決算についての議院の議決に関する次のAからEまでの記述のうち，明らかに誤っているものを2個組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。

- A 予算の作成・提出権は内閣に属するが，一定数以上の議員の賛成があれば，国会議員が作成できる場合がある。
- B 参議院が衆議院よりも先に予算を可決することはない。
- C 予算について参議院が衆議院と異なった議決をしたが，両院協議会を開いて成案が得られたときには，その成案が国会の議決となる。
- D 予見し難い予算の不足に充てるための予備費を設けるには国会の議決を要するのみならず，内閣が予備費を支出した場合には事後的に国会の承諾を得ることが必要であるが，承諾が得られなくとも，支出の法的効果に影響はない。
- E 決算については必ずしも衆議院に先に提出する必要はないが，参議院が衆議院と異なった議決をし両院協議会を開いても成案が得られなければ，衆議院の議決が国会の議決となる。

1 . A B 2 . B C 3 . C D 4 . D E 5 . E A

〔No. 20〕 次の甲と乙の会話中の(ア)から(オ)までの()内に下記AからEまでの文章の中から適切なものを選んで入れると，憲法第82条第1項の定める裁判の公開に関する正しい会話となる。(ア)から(オ)までの()内に入れるべきものの組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

甲 憲法第82条第1項が「裁判の対審及び判決は，公開法廷でこれを行ふ。」と規定していて，少年審判も裁判の一種であるのに，少年法は「審判は，これを公開しない。」と定めている。この規定が憲法に反しないと解されるのは，どうしてなのか。

乙 (ア)と解すればよいと思う。このように解すれば，少年保護事件は非訟事件であるから，少年審判を非公開にしても憲法に違反しないということになる。

甲 あなたの見解では，刑罰権の存否とその範囲を定める刑事事件は純然たる訴訟事件であり，少年院送致により少年の身体の自由を拘束する措置をなし得る少年保護事件は非訟事件であるということとなるのだろうが，刑事裁判も，少年審判も，被告人や非行少年に同じような義務を負わせるかどうかを判断するものである。訴訟事件と非訟事件はどのように区別されるのか。

乙 (イ)。

甲 そうすると，(ウ)ことにならないだろうか。

乙 いや，(エ)。特定の事項については，訴訟事件として扱うべきであり，非訟事件とすることは許されないと解すべきである。

甲 そうだとすると，(オ)と解し，少年保護事件は，少年の健全育成という目的を達成するために，裁判所が後見的に裁量権を行使し，非行少年に対する保護処分を行う必要があるため，非訟事件として定め，少年審判を非公開とすることも憲法上許されるというように考えるべきではなからうか。

A 既存の権利関係を確認する裁判がなされる場合が純然たる訴訟事件であり，国が一定の法律関係を後見的に形成する裁判をする場合が非訟事件である

B 裁判所が後見的立場から合目的的に裁量権を行使して具体的事案に即した妥当な解

決を図ることが要請される事項についてのみ，非訟事件とすることが許される

C 訴訟事件と非訟事件の区別は，権利の発生変更をどのように規制するかという実体法の規定の仕方や解釈によって決まる

D 憲法第82条第1項の「裁判」というのは，裁判所が当事者の意思いかんにかかわらず，終局的に事実を確定し，当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判のみを意味する

E 実体法の規定の仕方ですら訴訟事件にもなり，あるいは非訟事件にもなるという見解は妥当ではない

1．アにA，ウにE

2．イにB，エにA

3．ウにC，オにB

4．アにD，エにC

5．イにE，オにD

[民法]

〔No. 21〕 次の教授の質問に対するアからコまでの学生の解答のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： A 所有の甲建物とこれに隣接する B 所有の乙建物につき、その間の隔壁を除去して 1 個の丙建物にしたとします。民法の添付の規定が不動産と不動産の付合にも適用又は類推適用されるとの立場で考えると、丙建物の所有権の帰属はどうなりますか。

学生：ア 甲建物と乙建物について主従の区別ができるか否かにより、丙建物の所有権の帰属が異なることとなります。

学生：イ 主従の区別は、甲建物と乙建物の価格の高低によって判断します。

教授： 仮に、甲建物が主、乙建物が従の関係にあるとすると、どうなりますか。

学生：ウ A が丙建物の所有権を取得することとなります。

教授： A B 間で、丙建物の所有権は A B の共有又は B の所有とする旨の約定をすることはできますか。

学生：エ 民法の添付の規定は物権の効力に関する規範ですから、できません。

教授： それでは、同じく、甲乙建物が主従の関係にあるとして、甲建物に C の抵当権が、乙建物に D の抵当権が設定されていた場合、C D の抵当権はどうなりますか。

学生：オ C の抵当権は、丙建物の所有権のうち甲建物の価格に相当する持分について存続することとなります。

学生：カ D の抵当権は、B の所有権が消滅する以上、消滅せざるを得ません。

学生：キ しかし、D としては、B が A に対して有する償金請求権について、権利を行使することができます。

教授： その根拠と償金請求権の性質は何ですか。

学生：ク その根拠は、物上代位です。

学生：ケ 償金請求権の性質は、不法行為による損害賠償請求権又は不当利得返還請求権です。

学生：コ いや、添付は民法が認めた制度であって、A の利得については「法律上ノ原因」があることから、不当利得返還請求権と考えることはできません。

1 . ア キ 2 . イ ク 3 . ウ ケ 4 . エ コ 5 . オ カ

〔No. 22〕 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 夫婦の同居義務については、直接強制も間接強制もすることができない。

イ 届出を婚姻の成立要件ではなく効力発生要件と解すると、当事者が届書を作成した時点で婚姻意思を有していた場合には、届出を受理した時点で意思能力を失っていたとしても、婚姻は有効に成立するとの結論に到達しやすい。

ウ 重婚を原因として婚姻が取り消された場合，取消前に夫婦間に生まれた子は，以後，嫡出でない子となる。

エ 離婚の際の財産分与においては，過去に夫婦の一方が本来負担すべき婚姻費用を分担していなかったという事情も考慮され得る。

オ 離婚をした夫婦の一方が他方に対して財産分与を請求する場合，財産分与請求権には慰謝料請求権も含まれているから，財産分与とは別に不法行為を理由として慰謝料を請求することはできない。

1 . ア ウ 2 . ア エ 3 . イ エ 4 . イ オ 5 . ウ オ

〔No. 23〕 Aは，Bに対し，平成10年5月14日，弁済期は平成11年5月14日，利息は弁済期までの1年間で1割の約定で100万円を貸し付けたが，Bは，全く返済をせず，平成12年5月14日になって，初めて返済をすることになった。

この事例に関する次の1から5までの記述のうち，正しいものはどれか。

1 . Bは，元本100万円とこれに対する年1割の利息1年分（10万円）は支払わなければならないが，遅延損害金については，合意がないから，支払義務がない。

2 . Bは，元本100万円とこれに対する年1割の利息1年分（10万円）に加えて，元本100万円に対する法定利率年5分の遅延損害金1年分（5万円）を支払わなければならない。

3 . Bは，元本100万円とこれに対する年1割の利息1年分（10万円）に加えて，元本と利息の合計110万円に対する法定利率年5分の遅延損害金1年分（5万5,000円）を支払わなければならない。

4 . Bは，元本100万円とこれに対する年1割の利息1年分（10万円）に加えて，元本100万円に対する約定利率と同率の年1割の遅延損害金1年分（10万円）を支払わなければならない。

5 . Bは，元本100万円とこれに対する年1割の利息1年分（10万円）に加えて，元本と利息の合計110万円に対する約定利率と同率の年1割の遅延損害金1年分（11万円）を支払わなければならない。

〔No. 24〕 次のアからオまでのA所有の甲動産をめぐる取引関係のうち，Cに善意取得が成立し得ないとされるものは，下記1から5までのうちどれか。

ア AB間の甲動産の売買契約がBの強迫を理由に取り消される前に，Bがその占有する甲動産をCに売却して引き渡した場合

イ AB間の甲動産の売買契約が解除された後に，Bがその占有する甲動産をCに売却して引き渡した場合

ウ 甲動産を占有していたBが，処分権限がないにもかかわらず，Aの代理人と称してCに甲動産を売却して引き渡した場合

エ Bが，Aから窃取した甲動産をCに売却して引き渡した場合

オ AB間の甲動産の売買契約がAが未成年であることを理由に取り消された後に，Bがその占有する甲動産をCに売却して引き渡した場合

1 . ア イ エ 2 . イ オ 3 . ウ 4 . ウ オ 5 . エ

〔No. 25〕 Aは、自己所有の甲土地を、Bに建物所有目的で賃貸した後、Cに売却した。

この事例に関する次のアからオまでの場合のうち、()内の明渡請求が認められるものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。ただし、登場人物の背信的悪意は問題にしないものとする。

ア B Cが共に対抗要件を具備していない場合（CのBに対する所有権に基づく明渡請求）

イ 甲土地上に建物を建築し、その所有権保存登記をしたBが、Cに賃料を一切支払わないため、賃料不払を理由にCが賃貸借契約を解除する意思表示をしたが、Cが甲土地について所有権移転登記を経由していない場合（CのBに対する賃貸借終了に基づく明渡請求）

ウ Bが甲土地上に建物を建築した後、Cが甲土地について所有権移転登記を経由し、その後に、建物についての表示登記がされた場合（CのBに対する所有権に基づく明渡請求）

エ 甲土地上に建物を建築し、その所有権保存登記をしたBが死亡し、その唯一の相続人であるDが建物について相続による所有権移転登記を経由する前に、Cが甲土地について所有権移転登記を経由した場合（CのDに対する所有権に基づく明渡請求）

オ Bが甲土地上に建築した建物の所有権保存登記が、甲土地についてのCへの所有権移転登記の後にされたが、その後に、Cから甲土地を買い受けたEへの所有権移転登記がされた場合（EのBに対する所有権に基づく明渡請求）

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔No. 26〕 次のアからオまでの事例において、甲動産につきAの所有権に基づく()内の引渡請求が認められるものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。ただし、登場人物は、すべて行為能力を有するものとする。

ア AがBの無権代理人CからB所有の甲動産を買い受けた後、CがBから甲動産を買い受け、引渡しを受けた。Aは、Cに代理権がないことにつき善意無過失であった。（Cに対する引渡請求）

イ AがBの無権代理人CからB所有の甲動産を買い受けた後、Bが死亡し、CがDとともにBを共同相続したところ、甲動産を占有するDは、Cの無権代理行為の追認を拒絶した。Aは、Cに代理権がないことにつき善意無過失であった。（Dに対する引渡請求）

ウ Bの代理人Cは、売買代金を着服するつもりでB所有の甲動産をAに売却した。Aは、Cの意図を知りながら甲動産を買い受け、Cに売買代金を支払ったところ、Cはこれを着服した。（Bに対する引渡請求）

エ AがBの無権代理人CからB所有の甲動産を買い受けた後、CがBから甲動産を買い受けたが、Cが引渡しを受ける前に、Bは、Dに甲動産を売却して引き渡した。Aは、Cに代理権がないことにつき善意無過失であった。（Dに対する引渡請求）

オ AがBの無権代理人CからB所有の甲動産を買い受けたところ、Bは、Cの無権代理行為の追認を拒絶したが、その後にBが死亡し、甲動産を占有するCがBを単独相続した。Aは、Cに代理権がないことにつき善意無過失であった。（Cに対する引渡

請求)

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔No. 27〕 債務者A所有の甲土地(時価4億円)及び乙土地(時価2億円)に債権者Bに対する3億円の債務を担保するための第1順位の共同抵当権が、また、甲土地に債権者Cに対する4億円の債務を担保するための第2順位の抵当権が設定されている場合の法律関係についての次の1から5までの記述のうち、適切なものはどれか。

1. 甲乙両土地について抵当権が同時に実行された場合、抵当権者相互間の公平を保つため、Bは、甲土地の売却代金から2億円、乙土地の売却代金から1億円の優先弁済を受ける。Cは、甲土地の売却代金の残額2億円につき優先弁済を受けるほか、乙土地についてのBの抵当権に代位して1億円につき優先弁済を受けることができる。
2. 甲土地についてのみ抵当権が実行された場合、抵当権の不可分性に照らし、Bは、その売却代金から3億円全額につき優先弁済を受けることができる。その結果、甲土地の売却代金の残額1億円はCに配当され、これによってCの抵当権は消滅し、以後、Cの残債権3億円は無担保の債権となる。
3. 乙土地がAからDに譲渡された後に甲乙両土地について抵当権が同時に実行された場合、Bは、甲土地の売却代金から2億円、乙土地の売却代金から1億円の優先弁済を受ける。その結果、甲土地の売却代金の残額2億円はCに、乙土地の売却代金の残額1億円はDに配当されることになる。
4. 乙土地についてのみ抵当権が実行された場合、Bは、その売却代金2億円全額につき優先弁済を受けるが、消滅における付従性により、甲土地については、Bの抵当権が消滅し、Cの抵当権の順位が1番に昇進する。したがって、その後に甲土地について抵当権が実行されると、Cは、その売却代金4億円全額につき優先弁済を受けることになる。
5. 乙土地が、債務者Aの所有ではなく、物上保証人Eの所有であった場合、乙土地についてのみ抵当権が実行されると、Bはその売却代金2億円全額につき優先弁済を受け、Eは乙土地の売却代金からBが受けるべきであった金額1億円を超える部分につき甲土地についてのBの抵当権に代位する。

〔No. 28〕 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 事務管理者は、好意で事務を行っているから、悪意又は重大な過失がない限り、本人に対し損害賠償義務を負わない。

イ 事務管理者は、好意で事務を行っているから、本人に対し報酬請求権を有しない。

ウ 事務管理者は、好意で事務を行っているから、その事務処理に当たり過失なくして損害を受けた場合、本人に対し損害賠償請求権を有する。

エ 事務管理者が自己の名で契約をした場合、その契約が本人の利益になるときは、その効果は本人に帰属する。

オ 事務管理者は、いったん始めた事務管理を途中でやめると本人の利益が害されるおそれがあるから、本人等の管理が可能となるまで管理を継続しなければならない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔No. 29〕 次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 動産の売買契約の買主が代金を支払ったが、売主が履行期が来ても目的物を引き渡そうとしないので、買主は、相当の期間を定めずに履行を催告した。しかし、その後も売主からの履行がなかったので、買主は、解除の通知を送付した。この場合も、当初の催告の時から相当の期間が経過していたら、解除は有効である。

イ 履行遅滞を理由として契約を解除するには、履行の催告の前提として債務不履行が生じている必要があるので、催告に先立って履行の提供を行い、同時履行の抗弁権を消滅させなければならない。

ウ 委任が専ら委任者の利益のためにされたものであるときは、委任契約が当事者の信頼関係を基礎としていることにかんがみ、委任者は、特別の理由がなくても、委任契約を解除できる。

エ 土地の工作物以外の請負契約については、注文者は、請負人が工事を完成する前であれば、いつでも損害を賠償して契約を解除できるが、土地の工作物の請負契約の場合には、そのような解除はできない。

オ 売買契約の買主が売主の履行を受領しない意思を明らかにしているときは、同時履行の抗弁権はないので、売主は、相当の期間を定めて代金の支払を催告し、履行がなければ、契約を解除できる。

1 . ア イ 2 . ア オ 3 . イ ウ 4 . ウ エ 5 . エ オ

〔No. 30〕 A B 夫婦間には子 C , D が、C E 夫婦間には子 F が、D G 夫婦間には子 H , I がいる。ただし、B と G は、他の者より先に死亡しているものとする。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A が死亡したときに既に C が死亡していた場合、E には代襲相続権がないから、C の相続分は F のみが代襲相続する。

イ A が死亡したときに D が相続放棄をした場合、D は、A を相続できる立場にあったから、D の相続分は H , I が代襲相続する。

ウ D が A を殺害したため相続欠格者となった場合、D は、A を相続できない立場にあったから、D の相続分を H , I が代襲相続することはない。

エ A が死亡したときに既に C , D が死亡していた場合、F , H , I は平等の割合で相続するのではなく、F は C の相続分を、H , I は D の相続分を代襲相続する。

オ D が死亡した後に H が死亡した場合、A は、D の相続分を代襲相続できないから、H の財産は I が相続する。

1 . ア イ 2 . ア エ 3 . イ オ 4 . ウ エ 5 . ウ オ

〔No. 31〕 A は、11 年前、親権者である両親の同意を得ずに、B から 1 か月後に返済するとの約束で 20 万円を借り受けた。A は、現在、27 歳であるが、突如、B からその返済を求められた。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後

記1から5までのうちどれか。

ア Aは、Bからの返済の求めに対し、消滅時効が完成しているかどうかを知らずに、「あと3か月返済を猶予してほしい。」旨を回答したときは、その後に消滅時効を援用して返済を免れることができる。

イ Aは、11年前のBとの消費貸借契約の際に、「この債務の消滅時効の期間は、12年とする。」旨を約束していたとしても、消滅時効を援用して返済を免れることができる。

ウ Aは、11年前のBとの消費貸借契約の際に、「将来、消滅時効の完成を理由に返済をしないなどとは決して言わない。」旨を約束していたとしても、消滅時効を援用して返済を免れることができる。

エ Aは、11年前のBとの消費貸借契約を、自己が未成年であったことを理由に取り消すことにより、返済を免れることができる。

オ Aは、Bに対し、借入れから2年後に借入れを承認し、その1か月後に「その承認を取り消す。」旨を通告したが、そのいずれについても両親の同意を得ていなかった場合、消滅時効を援用して返済を免れることはできない。

1.ア イ 2.ア オ 3.イ ウ 4.ウ エ 5.エ オ

〔No.32〕 A及びBは、C所有の甲土地を3,000万円共同購入し、その代金については、Aが1,000万円、Bが2,000万円を負担した。その後、A及びBは、Dに対し、甲土地を宅地として期間30年の約定で賃貸した。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア A及びBは、Dが安定した借地関係を希望するため、借地契約の期間中は甲土地を分割しない旨を約定した。この約定は有効である。

イ A及びBの度重なる催告にもかかわらず、Dの地代の不払が続くため、Bは、単独で甲土地の賃貸借契約を解除した。この解除は有効である。

ウ A及びBが甲土地を持分割合に従って現物分割したところ、Aが取得した土地の一部はFの所有地であることが判明した。Aは、Fの所有地部分に対応する一定の金銭の支払をBに請求できるが、分割契約の解除はできない。

エ 甲土地の地中に有害物質が廃棄されていることが判明したため、Aは、Bの同意の下に300万円の費用をかけて有害物質を除去した後、Bに対し、応分の負担として費用の3分の2(200万円)の支払を求めたが、Bは、1年経過しても支払に応じない。Aは、相当の償金を支払ってBの共有持分を取得できる。

オ AがBに対し、エの費用につき応分の負担を求めようとしたところ、Bがその共有持分をEに譲渡していることが判明した。Aは、Eに対し、Bが負担すべき200万円の支払を請求できる。

1.ア ウ 2.ア オ 3.イ ウ 4.イ エ 5.エ オ

〔No. 33〕 同一人が所有する土地とその地上建物に共同抵当権が設定された後、その建物が取り壊され、新建物が再築された。その後、抵当権の実行によって、この土地と新建物の所有者を異にするに至った場合、新建物のために法定地上権が成立するか否かについて、成立するという見解と成立しないという見解がある。

次のアからオまでの記述のうち、同一の見解の論拠を組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 抵当権者は、設例のような場合、抵当権の担保価値として、法定地上権付き建物の担保価値と、法定地上権価格を差し引いた敷地の担保価値とを、それぞれ把握しているものである。

イ 抵当権の実行を受けそうな場合、建物を取り壊してバラックを建て、執行妨害をするような弊害に対処するためには、この見解が妥当である。

ウ 成立する法定地上権の範囲及び内容が旧建物を基準とするものであれば、抵当権者が当初把握した価値に変化はないのだから、抵当権者が不測の損害を被ることはない。

エ いったん建物を取り壊された以上、土地については、飽くまで更地としての担保価値を把握しようとするのが、抵当権設定者の合理的な意思である。

オ この見解に立っても、新建物の所有者が土地の所有者と同一で、かつ、新建物が新築された時点で土地の抵当権者が新建物について土地の抵当権と同順位の共同抵当権の設定を受けたような特別の事情がある場合に限り、反対の結論になると考えれば、結論の妥当性に問題はない。

- 1 . ア イ エ 2 . ア ウ エ 3 . ア ウ オ
4 . イ ウ オ 5 . イ エ オ

〔No. 34〕 次の教授の質問に対するアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： 委任契約について、他の類似の契約と比較しながら考えてみましょう。まず、受任者の注意義務の程度はどのように考えられていますか。

学生：ア 委任契約は、寄託契約と同様、有償か無償かによって、受任者の注意義務の程度が異なるとされています。

教授： 受任者は、委任者の指図に必ず従う義務がありますか。

学生：イ 委任契約は、雇用契約とは異なり、相手方に対して労務に服することを約するものではありませんから、受任者は、委任の本旨に反するような不適切な指図には従う義務はありません。ただ、急迫な事情がない限り指図の変更を求めべきです。

教授： 受任者は、第三者をして委任事務を処理させることができますか。

学生：ウ 委任契約には、雇用契約とは異なり、第三者による義務の履行を禁止する規定がありませんから、受任者は、いつでも第三者をして委任事務を処理させることができます。

教授： 委任契約と請負契約とでは、報酬について異同がありますか。

学生：エ 委任契約は、原則無償とされている点で請負契約と異なりますが、有償の場合には、受任者は、委任者に対し、報酬の支払があるまで委任事務の履行を拒

絶することができます。

教授： 委任者の損害賠償責任と寄託者の損害賠償責任には、異同がありますか。

学生： オ 受任者が委任事務の処理のため過失なくして損害を被った場合、委任者は、無過失責任を負いますが、受寄者が受寄物の瑕疵により損害を被った場合、寄託者は、過失なくしてその瑕疵を知らなければ免責されます。

1 . ア イ 2 . ア オ 3 . イ ウ 4 . ウ エ 5 . エ オ

〔No. 35〕 甲土地の所有者A（又は甲土地の共有者の一人A）が隣接するB所有の乙土地を通行する権利を有している事例において、この通行権が^{いにょう}囲繞地通行権である場合と通行地役権である場合との異同に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア BがAの通行を妨害している場合、Aは、^{いにょう}囲繞地通行権者であるときは袋地所有権に基づき、通行地役権者であるときは通行地役権に基づき、Bに対し妨害排除を請求できる。

イ 甲土地の共有者のうちAのみが長年にわたって乙土地を通行している場合、その通行権が^{いにょう}囲繞地通行権であるときはA以外の共有者も通行権を有するが、時効取得した通行地役権であるときはAのみが通行権を有する。

ウ Aは、通行地役権者であるときは乙土地に通路を開設できるが、^{いにょう}囲繞地通行権者であるときは通路を開設することはできず、公路に通ずるために必要であり、かつ、乙土地のために損害が最も少ない場所を通行できるだけである。

エ Aが乙土地を通行している事実が外部から認識できない場合、その通行権は、^{いにょう}囲繞地通行権であるときは乙土地の特定承継人に対抗できるが、通行地役権であるときは登記を備えない限り、善意無過失の乙土地の特定承継人に対抗できない。

オ Aの通行権が有償のものである場合、Aが償金又は対価の支払を怠っているときは、Bは、Aに対し債務不履行責任を追及できるほか、^{いにょう}囲繞地通行権又は通行地役権の消滅を請求できる。

1 . ア イ 2 . ア エ 3 . イ オ 4 . ウ エ 5 . ウ オ

〔No. 36〕 次の1から5までの記述のうち、最も適切なものはどれか。

1 . 夫は、妻が婚姻中に懐胎した子との間に真実の父子関係があるか否かをよく知り得る立場にあるから、子の出生前であっても、その嫡出性の否認又は承認をすることができる。

2 . 夫の在監中に妻が懐胎した子も、夫の子と推定されるから、嫡出否認の訴えによらなければ、その父子関係を否定することはできない。

3 . 嫡出でない子を親とする直系卑属は、親の嫡出性につき固有の利益を有するから、親の生存中であっても、親の父に対し認知の訴えを提起することができる。

4 . 認知の効力は、出生の時にまでさかのぼるから、父母の婚姻中に父から認知された子は、出生の時から嫡出子たる身分を取得する。

5 . 父から認知された子の死亡後に父母が婚姻をした場合も、父子関係の確定と婚姻の成立という二つの要件を具備することになるから、子は嫡出子であったものとして扱われる。

〔No. 37〕 Aは、Bに対し甲債権を有しており、これを担保するため、B所有の土地に抵当権の設定を受けた。その後、その土地は、Cに譲渡されたが、Cは、Aに対し乙債権を有している。ただし、甲乙両債権は、共に金銭の給付を目的とするものとする。

この事例における甲債権と乙債権との相殺の可否に関する次の文章の()内にX群及びY群からそれぞれ一つずつ記述を選んで文章を完成させる場合(から までにはX群の記述を、 から までにはY群の記述を入れるものとする。使用回数は、いずれも1回とする。)、及び に入る記述の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

「()ということ及び()ということ を重視すると、()という結論になるが、()ということ を重視すると、逆に、()という結論になる。他方、()ということ及び()ということからすれば、()ということと実質的に同じ結論が導き出される。」

【X群】

- ア 債権者と債務者が同一に帰したときは、債権が消滅する
- イ CがAに対し債務を有していない
- ウ Bが債務を支払わないと、Cは、土地の所有権を喪失する地位にある
- エ 第三者による代物弁済も認められる
- オ Aが無資力であるときは、その債権者間の公平を図る必要がある

【Y群】

- a Cは、その意思表示によって、甲債権と乙債権とを相殺できる
- b Cは、その意思表示によって、甲債権と乙債権とを相殺できない
- c Cは、Aとの合意によって、甲債権と乙債権とを相殺できる

1.ア イ 2.ア オ 3.イ エ 4.ウ エ 5.ウ オ

〔No. 38〕 B及びCは、Aに対し、連帯して1,200万円の借入金債務を負担し(負担部分は、Bが4分の1、Cが4分の3とする。)、Dは、その債務を保証した。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア BがAに対し600万円の反対債権を有している場合、Cがこの債権を自働債権とする相殺を援用すると、Cは、Aに対する債務のうち600万円を免れる。
- イ CがAに対し800万円を弁済した場合、Cは、Bに200万円を求償できる。
- ウ Aからの保証債務の履行請求に対し、Dが催告・検索の抗弁権を行使せずに直ちに1,200万円を支払った場合、Dは、B及びCに求償できない。
- エ DがB及びCの委託を受けた保証人の場合、借入金債務の弁済期が到来したときは、Dは、Aに1,200万円を支払っていなくても、B及びCに求償できる。
- オ DがB及びCの委託を受けた保証人の場合、A方まで出向いて1,200万円を弁済したときは、Dは、B及びCにA方までの交通費も求償できる。

1.ア ウ 2.ア オ 3.イ ウ 4.イ エ 5.エ オ

〔No. 39〕 次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 仕事の完成前に目的物が滅失した場合、その滅失が注文者の責めに帰すべき事由に

よるときは、履行不能にならない場合であっても、請負人は、仕事完成義務を免れる。

イ 仕事の完成前に目的物が滅失して履行不能になった場合、その滅失が請負人の責めに帰すべき事由によらないときは、請負人は、契約解除権を有する。

ウ 仕事の完成前に目的物が滅失して履行不能になった場合、その滅失が請負人の責めに帰すべき事由によるときは、注文者は、契約解除権及び損害賠償請求権を有する。

エ 仕事の完成前に目的物が滅失して履行不能になった場合、その滅失が請負人の責めに帰すべき事由によるときでない限り、請負人は、報酬請求権を失わない。

オ 仕事の完成前に目的物が滅失して履行不能になった場合、その滅失が注文者の責めに帰すべき事由によるときであっても、請負人は、報酬請求権を失う。

1 . ア イ エ 2 . ア エ 3 . イ オ 4 . ウ 5 . ウ オ

〔No. 40〕 ABが通謀の上、A所有の甲土地をBに売却したかのように装い、登記名義をBに移したところ、Bは、自己に登記名義があることを奇貨として甲土地を善意無過失のCに売却し、Cは、更に悪意のDに売却して、登記名義をBからC、CからDへと移した。ただし、善意無過失又は悪意とは、AB間の売買が仮装であることについての善意無過失又は悪意をいうものとする。

この事例で、AがDから甲土地を取り戻すことができるか否かを検討するに当たっては、虚偽表示の効力を第三者ごとに相対的に判断する考え方と、善意の第三者が現れれば絶対に所有権が移転するとの考え方がある。

次のアからオまでの記述のうち、同一の考え方の根拠となるものを組み合わせたものとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 民法第94条第2項の第三者とは、仮装行為によって権利者のごとき外観を呈している者と直接利害関係を持つに至った者に限られ、その転得者を含まない。

イ 民法第94条第2項によりCが保護される結果、AB間の売買契約は、Cとの関係では有効にされたものとして扱われ、甲土地は、AからB、BからCへと順次売却されたことになるのだから、AとDとは対抗関係に立たない。

ウ 民法第94条第2項によりCが甲土地の所有権を取得した時点で、Aは、甲土地を取り戻せないこととなったのだから、その転得者がたまたま悪意者であったからといってAを保護する必要はない。

エ 民法第94条第2項は、権利者が作出した外観に対する信頼を保護する趣旨の規定であるから、保護に値する信頼をしていない者まで保護する必要はない。

オ Dは、Aから甲土地を取り戻されると、Cとの売買契約を解除して代金の返還を請求することになるが、それでは善意の第三者であっても、その転得者がたまたま悪意者である場合には、結局、保護されないことになり不当である。

1 . ア イ 2 . ア エ 3 . イ オ 4 . ウ エ 5 . ウ オ

[刑 法]

〔No. 41〕 監禁罪の保護法益に関し、次のA及びBの各説があり、これらに対してアからエまでの各批判があるものとし、各説に立った場合の から までの各事例における監禁罪の成否の結論は下表の a 欄から f 欄までのいずれか一つになる。各説による監禁罪の成否の結論と各説に対する批判の組合せとして正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

A 説 監禁罪における行動の自由は、現実的な場所的移動の自由であると解する。

B 説 監禁罪における行動の自由は、可能的な場所的移動の自由で足りると解する。

【批判】

ア この説では、行動の自由は実質のないものとなり、場所的移動を不可能にする客観的な状態を作れば足りることになって、処罰の範囲を不当に拡大することになる。

イ この説では、監禁されている者が途中で寝込んでしまった場合、監禁の中断を認めることになってしまう。

ウ この説では、催眠術をかけて人を一定の場所から動けないようにした場合に傷害罪の成否しか問題にならないことになってしまう。

エ この説では、監禁罪を抽象的危険犯と解することになってしまう。

【事例】

甲は、民家に忍び込み、生後間もない嬰兒 X が寝室で寝ているのを見て、その部屋の外からかぎをかけて立ち去った。

甲は、X の住居に忍び込み、X が寝室で熟睡中であるのを見て、X の寝室にかぎをかけて隣の部屋から金品を盗み出し、その後かぎを開けて立ち去った。

甲は、強姦目的で、X の母が交通事故にあったので病院まで送るとうそをついて X を車に乗せたが、X は、車中で居眠りをしたため甲のアパートに到着するまで事態に気付かなかった。

| 事例 \ 結論 | a | b | c | d | e | f |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 成 立 | 成 立 | 成 立 | 不成立 | 不成立 | 不成立 |
| | 成 立 | 成 立 | 不成立 | 成 立 | 不成立 | 不成立 |
| | 成 立 | 不成立 | 不成立 | 成 立 | 成 立 | 不成立 |

- 1 . a アエ - c イウ 2 . b アウ - d イエ 3 . d アウ - f イエ
 4 . d アエ - f イウ 5 . e アウ - f イエ

〔No. 42〕 次の文章は、「甲が、乙に頼まれて同人所有の家具を空き地で燃やし始めたところ

る，周辺に火の粉が飛び散り，人家に火が燃え移る危険が生じた。」という事案に関し，甲の罪責について述べたものである。（ア）から（オ）までの（ ）内に入る罪名の組合せとして正しいものは，後記 1 から 5 までのうちどれか。

「刑法第 110 条等の具体的公共危険罪の成立には，公共の危険の発生の認識は不要であるとの見解に立つと，飛び散った火の粉で人家が全焼した場合には，（ア）が成立する。もっとも，人家に飛び火した場合でも，屋根のひさしの一部が燃えただけで，消し止められたときは，『焼損』の定義によって結論が異なる。これを，『火力により目的物の重要部分が失われ，本来の効用を喪失したこと』と解すると，（イ）が成立するのに対し，『目的物が独立して燃焼を継続し得る状態に達したこと』と解すると，（ウ）が成立する。これに対し，周辺に火の粉が飛び散ったものの何も燃えなかった場合には，（エ）が成立する。一方，刑法第 110 条等の具体的公共危険罪が成立するためには，公共の危険の発生の認識が必要であるとの見解に立ち，甲に公共の危険の発生の認識がなかった場合で，飛び散った火の粉で人家が全焼したときには，（オ）の成立が考えられる。」

【罪名】

a 建造物等以外放火罪 b 延焼罪 c 失火罪 d 器物損壊罪

- 1 . ア a イ a ウ a エ d オ b 2 . ア a イ b ウ a エ a オ c 3 . ア a イ b ウ a エ d オ b
4 . ア b イ a ウ b エ a オ b 5 . ア b イ a ウ b エ a オ c

（参照条文）

刑法第 110 条第 1 項 放火して，前二条に規定する物以外の物を焼損し，よって公共の危険を生じさせた者は，一年以上十年以下の懲役に処する。

同条第 2 項 前項の物が自己の所有に係るときは，一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

同法第 111 条第 1 項 第百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し，よって第百八条又は第百九条第一項に規定する物に延焼させたときは，三月以上十年以下の懲役に処する。

同条第 2 項 前条第二項の罪を犯し，よって同条第一項に規定する物に延焼させたときは，三年以下の懲役に処する。

同法第 116 条第 1 項 失火により，第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を焼損した者は，五十万円以下の罰金に処する。

同条第 2 項 失火により，第百九条に規定する物であって自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を焼損し，よって公共の危険を生じさせた者も，前項と同様とする。

〔No. 43〕 【 】は、公務執行妨害罪の基本的事項に関する記述であり、()内には語句群のいずれかの語句が1回ずつ入る。教授は、学生に対し、【 】の各事項に対応する具体的事例を一つずつ作り、公務執行妨害罪の成否を検討するよう指示した。学生は、【 】のように考えてきたが、それぞれの成否に関する結論からすると、【 】の記述のうち、学生が正しく理解していないとみられるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【 】

- ア 本罪の()の客体は公務であるが、()の客体は()である。
- イ 本罪の()は、公務員の()に直接加えられるものに限られない。
- ウ 本罪は()である。
- エ 本罪の()は、()を標準に決定される。
- オ 本罪は、公務員が()を行っているときに暴行又は脅迫を加えられた場合に成立する。

【語句群】

| | | | | | |
|--------|----|-----|----|------|----|
| 罪数 | 行為 | 公務員 | 保護 | 保護法益 | 職務 |
| 抽象的危険犯 | 暴行 | 身体 | | | |

【 】

- a 現行犯逮捕の際、共同して逮捕行為に当たった警察官2名それぞれに対し暴行を加えた場合、1個の公務執行妨害罪が成立する。
- b 仮処分の執行のためビル内に入ろうとした執行官に対し、ビルの所有者が、包丁を振り上げて「ビルの中に入ったら殺すぞ。」と脅したため、執行を断念して引き揚げた場合、執行官が執行を断念した時点で公務執行妨害罪が成立する。
- c 逮捕現場で、警察官が差し押さえようとした注射器を、同人の足下に投げ付けて損壊した場合、公務執行妨害罪が成立する。
- d 町内を巡回警ら中の警察官が休憩のため喫茶店に入り、コーヒーを飲んでいる際、同人に暴行を加えた場合、公務執行妨害罪が成立する。
- e 強制執行に赴いた執行官の補助者として、家財道具の搬出に当たっていた運送会社の作業員に暴行を加えた場合、執行官に対する関係は別として、作業員に対しては、公務執行妨害罪は成立しない。

1. アとイ 2. アとウ 3. イとエ 4. ウとオ 5. エとオ

〔No. 44〕 次のアからクまでの各事例について、()内の犯罪が成立するとして、その罪数関係を下記 から までの四つに分類した場合、分類された事例が1個になる類型がある。その事例は、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

- ア 甲は、乙を殺害したが、その発覚を恐れ、更に乙の妻丙を殺害した(殺人罪)。
- イ 甲は、乙会社に侵入し、重要な機密文書を盗み出した(建造物侵入罪と窃盗罪)。
- ウ 甲は、殺意を持って、乙に対しけん銃を発射したが、その弾は乙を貫通して、その背後にいた丙にも命中し、乙と丙を死亡させた。なお、丙に対しても未必の殺意があったものとする(殺人罪)。
- エ 甲は、乙の胸倉をつかみ、続け様に乙の顔面を3回殴った(暴行罪)。

オ 甲は、乙ら5人を目掛けて爆弾を投げ付け、全員を死亡させた(殺人罪)。

カ 甲は、乙会社の材木置場から、一夜のうちに3回に分けて多数の材木を運び出した(窃盗罪)。

キ 甲は、乙から現金を詐取したところ、だまされたことに気付いた乙が追い掛けてきたので、乙を殴り付けて取戻しを断念させ、逃走した(詐欺罪と二項強盗罪)。

ク 甲は、A地の住宅に放火した1週間後、B地の住宅に放火した(放火罪)。

【罪数関係】

| | | | | |
|-----|------------|-------|-----|-----|
| | 単純一罪又は包括一罪 | 観念的競合 | 牽連犯 | 併合罪 |
| 1.ア | 2.イ | 3.ウ | 4.エ | 5.ク |

〔No.45〕 「甲は、貸金の譲渡担保として乙社所有の自動車の所有権を取得したが、乙社が倒産したため、同社駐車場から勝手にその自動車を運び出した。」という事例において、甲に対する窃盗罪の成否につき、学生Aは否定し、学生Bは肯定する見解を採っている。次のから までの文章の()内に語句群から適切なものを入れると、A又はBの見解に対する批判となる。Bの見解を批判する文章の()内に入る語句の種類は何個あるか。

窃盗罪の保護法益を()とする説を徹底すると、()が被害品を損壊した場合、器物損壊罪は()こととなり、()の説明ができない。

窃盗罪の保護法益を()とする説を徹底すると、()が()から取り戻しても窃盗罪は()こととなりかねず、場合によっては()な占有まで保護することになる。

窃盗罪の保護法益を()とする説では、刑法第242条は()となり、同条を設けた意味が乏しくなる。

窃盗罪の保護法益を()とする説を極端に徹底すると、()に基づかないが法令上の権限による()な占有についても、刑法上保護されないことになる。

窃盗罪の保護法益を()とする説を徹底すると、()の占有が侵害された場合に、その占有が()に基づくものか否かを明らかにしないと犯罪の成否が確定しないことになる。

【語句群】

| | | | |
|------------|-----------|--------|---------|
| a 犯人 | b 被害者 | c 不法 | d 適法 |
| e 占有 | f 所有 | g 本権 | h 注意規定 |
| i 例外規定 | j 不法原因給付物 | k 成立する | l 成立しない |
| m 不可罰的事後行為 | | | |

1. 4個 2. 5個 3. 6個 4. 7個 5. 8個

(参照条文)

刑法第242条 自己の財物であっても、他人が占有(中略)するものであるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。

〔No. 46〕 「Xは、不動産に抵当権を設定し、抵当権者甲にその登記に必要な一切の書類を交付したが、その未登記を奇貨とし、善意の乙に同不動産を売却して代金を得、所有権移転登記も完了した（なお、同移転登記は不動産登記法上可能である。）。」という事案におけるXの罪責について、学生AないしCは、それぞれ異なる立場から次の発言をしている。語句群から（ ）内に適切な語句を入れた場合、 から までの発言のうち、学生Bの発言として矛盾しないものは何個か。

学生A 僕は、Xに（ ）と解する。

学生B 僕は、Xに（ ）と解する。

学生C 僕は、Xに（ ）と解する。

学生A （ ）は抵当権設定を（ ）に対抗できないから、（ ）に（ ）が生じているが、乙には（ ）が生じていない。

（ ）の喪失があれば（ ）があるといえるから、代金支払を（ ）とみるべきだ。

完全な所有権の移転登記がなされているから、そもそも（ ）はないと考えるべきだ。

いや、乙は完全な所有権の移転登記を得られない可能性があったことを重視すれば、（ ）を認めるべきだ。

Xの（ ）の履行は、X自身の財産処理行為を完成させるものだ。

Xの協力がなければ、甲は抵当権を保全することは困難だから、Xの（ ）の履行は、甲の（ ）行為の一部と解すべきだ。

学生C Xが甲に対し登記に必要な一切の書類を交付した場合は、登記は（ ）において完了すべきだから、Xは、（ ）のための（ ）ではないというべきだ。

その場合、Xには甲が登記を完了するまで甲の抵当権保全と（ ）する処分行為をしないという意味での（ ）が存続すると解すべきだ。

【語句群】

- | | | |
|------------|-----------------|------------|
| a 背任罪が成立する | b 詐欺罪及び背任罪が成立する | c 犯罪は成立しない |
| d 一致 | e 抵触 | f 登記協力義務 |
| g 事務処理者 | h 全体財産 | i 個別財産 |
| j 領得 | k 財産上の損害 | l 抵当権保全 |
| m 欺もう行為 | n 甲 | o 乙 |

1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

〔No. 47〕 次の文章の【 】から【 】までに、下記AからDまでの文章のうち適切なものを入れ、その（ ）内に語句群から適切な語句を選んで入れると、法人の犯罪能力に関する記述となる。【 】にはDが入るものとする、【 】及び【 】に入る文章の（ ）内に入る語句の種類は何個あるか。

「【 】。これに対し、【 】。もっとも、【 】。しかし、【 】。」

A 刑罰が犯罪に対する（ ）であることからすると、（ ）と（ ）を区別することには疑問があり、（ ）が有効である以上、法人の（ ）は（ ）されるべきである

B （ ）説は、（ ）の行為が法人の行為なので、法人は（ ）をなし得るし、刑罰

は()非難ではなく()非難であり，()は法人に対しても執行可能であると反論する

C ()説も()が無効であるとまでは主張するものでなく，()は法人の()を認めたものではなく()を認めたものであると説明する

D 法人の()につき，()説は，法人には身体も意思もないので()をなし得ない上，法人に対する()非難は適切でなく，法人に()を執行することはできないとする

【語句群】

- a 肯定 b 否定 c 犯罪能力 d 犯罪行為
e 受刑能力 f 機関 g 罰金刑 h 自由刑
i 両罰規定 j 制裁 k 法的 l 倫理的

1 . 6 個 2 . 7 個 3 . 8 個 4 . 9 個 5 . 1 0 個

〔No. 48〕 次の文章の()から()までの()内に，下記 群と 群からそれぞれ適切な語句と文章を入れると，文書偽造における甲代理人乙名義の文書の名義人に関する幾つかの説明文ができる。()内に入る語句と文章の組合せとして誤っているものは何個あるか。

「甲代理人乙名義の文書の名義人は()であり，乙が権限なく作成すれば()となんとする見解がある。この見解は，()と考えるわけであるが，この見解に対しては，()との批判がなされている。」

【 群】

- a 甲 b 乙 c 甲代理人乙 d 有形偽造 e 無形偽造

【 群】

- A 法的効果の帰属を問題にして名義人を決定するのは妥当でない
B 意思表示を行うのは代理人であるから，名義人はその意思の主体である代理人自身でなければならず，「甲代理人」という部分は一つの肩書であり文書の内容の一部にすぎない
C その文書によって表示された意思内容に基づく効果が本人に帰属することが根拠となる
D 取引上，重要な意味を持つのは代理資格であって，この代理資格を肩書とした行為者名義が重要である
E 私文書における代理名義の冒用について特別の場合を除いては処罰することができなくなる
F この考え方を強調すると，単に資格や肩書を偽った場合まで有形偽造になりかねない

【組合せ】

- a d B A a d C E a e B E
b d C A b e B A b e D F
c d D F c e D A c e D F

1 . 5 個 2 . 6 個 3 . 7 個 4 . 8 個 5 . 9 個

〔No. 49〕 後記アからオまでの文章の（ ）内に語句群から適切な語句を入れ、各文章を【 】から【 】までに正しく入れると、犯人又は被告人が他人を教唆して証拠隠滅罪又は偽証罪を犯させた場合の罪責についての記述になる。【 】と【 】の（ ）内に入る語句の種類は何個あるか。なお、【 】にはイが入る。

「【 】との見解がある。これに対しては、【 】と批判して、【 】と解する見解がある。しかし、これには、【 】と批判し、【 】との見解が主張されている。」

ア 証拠隠滅罪の客体には（ ）は含まれないので、偽証を（ ）と解することはできないし、そもそも被告人自身に偽証罪が（ ）のは定型的に（ ）がないからではなく、単に（ ）がないからにすぎない

イ 証拠隠滅罪又は偽証罪において、犯人又は被告人自身の行為が処罰されないのは（ ）がないためであるが、他人を教唆してまで目的を遂げようとする場合は（ ）がないとはいえ、証拠隠滅、偽証とも教唆犯は（ ）

ウ 犯人又は被告人が教唆した場合、正犯の場合と同様に（ ）が認められないばかりか、被告人による偽証教唆は実質的には自己の刑事事件に関する（ ）と解されるところとして、証拠隠滅、偽証とも教唆犯は（ ）

エ 証拠隠滅行為はだれが行っても（ ）は変わらないが、被告人の虚偽供述よりも証人の虚偽供述の方が（ ）が高いので、証拠隠滅では教唆犯は（ ）が、偽証では教唆犯は（ ）

オ 正犯として（ ）がないのに、教唆犯では（ ）があるとするのは不合理で、犯人が他人と共同し証拠を隠滅した場合、犯人に証拠隠滅罪の共同正犯が（ ）こととの均衡を失する

【語句群】

- | | | | |
|---------|--------|---------|------------|
| a 証言 | b 証人適格 | c 証拠偽造 | d 法益侵害の危険性 |
| e 期待可能性 | f 処罰条件 | g 成立しない | h 成立する |

1 . 3個 2 . 4個 3 . 5個 4 . 6個 5 . 7個

〔No. 50〕 次の文章は、不能犯について論じたものであるが、（ ）内には語句群からそれぞれ最も適切なものが入る。（ ）から（ ）までのいずれかに入る語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「不能犯は、（ ）すら成立しない場合であり、この意味で、不能犯の判断基準を問うことは、（ ）の（ ）を問うことにほかならない。この問題は、犯罪及び違法性の本質にさかのぼって議論する必要がある。犯罪の本質を外部的な行為ないし結果に求める（ ）は（ ）の危険性を問題とし、犯罪の本質を行為者の犯罪行為を行うであろう危険性に求める（ ）は（ ）の危険性を問題とする。前者によって（ ）とされるほとんどの事例は、後者によれば（ ）となる。しかし、（ ）理論は、現在ではほとんど支持を失い、（ ）理論が通説となっている。そして、現在では、（ ）理論を前提として、違法性の本質に関して（ ）と（ ）が対立している。前者は刑法の（ ）規範性を重視し、後者は刑法の裁判規範性を重視しているといえる。それゆえ、不能犯と未遂犯の区別に関し、前者は『行為当時に（ ）ならば認識し得た事情及び（ ）が認識していた事情を基礎として、（ ）が結果発生危険を感じるか否かで区別する』見

解と、後者は『行為当時に存在したすべての客観的事情を基礎として、()が結果発生
の危険を感じるか否かで区別する』見解と、それぞれ結び付きやすいといえよう。」

【語句群】

- | | | | |
|--------|--------|----------|----------|
| a 既遂犯 | b 危険犯 | c 未遂犯 | d 不能犯 |
| e 既遂理由 | f 処罰根拠 | g 責任 | h 行為者 |
| i 一般人 | j 行為 | k 評価 | l 価値 |
| m 主観主義 | n 客観主義 | o 結果無価値論 | p 行為無価値論 |

- 1 . a c h o 2 . b i p 3 . c d h o 4 . c i o 5 . c i p

〔No.51〕 次の 及び の事例における甲、乙の罪責につき、学生AないしCが意見を述べている。各意見の()内に語句群から最も適切な語句を入れた場合、()から()までの()内に入る語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、スリを行う目的で、バーゲンセールが行われているデパートに入った。

乙は、強盗を行う意図で丙宅を訪れ、玄関先で「今晚は。」とあいさつしたところ、家人の丙が「お入りください。」と答えたので、それに応じて丙宅に立ち入った。

【意見】

学生A 住居侵入罪の保護法益は()であり、刑法第130条前段の「侵入」は、()を害する()の立入りと解することになる。 の事例は、平穩な()での立入りであり、()な()が顕在化して()を害さない限り、住居侵入罪の成立は()される。

学生B 住居侵入罪の保護法益は()であり、同条前段の「侵入」とは、居住者の()に反する立入りと解する。 の事例は、立入りの()が平穩であっても、管理者の()に反し、住居侵入罪の成立は()される。 の事例では、立入りの()があり、()な()は住居侵入の動機であって、住居侵入罪の成立は()される。

学生C 住居侵入罪の保護法益に関してはB君に賛成だ。しかし、 の事例では、デパートの管理者が顧客を選別することなく自由に立ち入ることを認めているのであって、()があると考えられ、住居侵入罪の成立は()される。 の事例では、強盗とは思わずに立ち入ることを()したものであって、この点の錯誤は()に重大な影響を及ぼすことから、その()は()なものと解すべきであり、住居侵入罪の成立は()される。

【語句群】

- | | | | |
|------|------|---------|---------|
| a 肯定 | b 否定 | c 住居権 | d 住居の平穩 |
| e 態様 | f 違法 | g 無効 | h 意思 |
| i 目的 | j 承諾 | k 包括的承諾 | l 相当 |

- 1 . e h i j l 2 . e h i k g 3 . e j i k f
4 . i j h k g 5 . i j h k l

〔No. 52〕 下記アからクまでの発言を順に並べ換えると、次の共謀共同正犯に関して異なる見解を採る4人の学生の議論となる。アの発言に続くものとして、イからクまでの発言を順に並べた場合、AとBに入る発言の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【議論】

ア、、A、、、B、、

【発言】

ア 僕は、共謀共同正犯は、現行刑法上認められないと考えているんだ。

イ でも、教唆犯や幫助犯の処断刑の幅の広さを考えれば、犯罪の実態に即した適切な量刑を行うことで足りると思うよ。

ウ 僕も同感だな。僕は、関与者の間に間接正犯における利用関係と類似の関係を見いだせることを理論的根拠として、共謀共同正犯の成立を肯定できると考えているんだ。

エ それでは、現行刑法が犯罪の実態ごとに共同正犯、教唆犯及び幫助犯とに分けて規定している趣旨を没却してしまうのではないかな。僕は、特定の目的の下に複数の者が共同意思主体を形成していることを根拠に、共謀共同正犯を認めるんだ。

オ そうすると、犯罪の実態に合わない教唆犯や幫助犯を認めるという不都合な結果を招来してしまうことになるね。

カ 君の見解は、幫助犯との区別を、構成要件実現にとっての重要な因果的寄与の有無に求めるのだろうが、その限界は不明確な面を有することになるね。

キ 認めるという結論には賛成できるけど、その理論的根拠には反対だね。刑法の大原則というべき個人責任の原則と矛盾しているよ。

ク しかし、君の見解では、いわゆる対等型の共謀共同正犯の説明が難しいんじゃないか。この点は、結果との間の因果性を重視して共謀共同正犯の成立を認める見解に立てば、問題がないよ。

- 1 . A - イ B - ウ 2 . A - イ B - ク 3 . A - ウ B - オ
4 . A - カ B - エ 5 . A - キ B - カ

〔No. 53〕 後記アからカまでの文章を、次の文章の()から()までに正しく入れると、「信販会社甲のクレジット会員Xが、代金支払の意思・能力がないのに、自己名義のクレジットカードを使用して加盟店乙から物品を購入した。」という事例における詐欺罪の成否に関する記述となる。()から()までに入る文章の組合せとして誤っているものは何個あるか。

「この事例に関し、()とする見解がある。これに対し、Xが有効なカードを使用した以上、甲から乙に立替払がなされるから、この点に虚偽はなく欺もう行為がないと批判し、詐欺罪は成立しないとする見解があるが、これは、()と批判されている。一方、()とする見解を、()と批判し、Xが甲を欺いたとみて乙へ立替払をさせた点をとらえ二項詐欺罪が成立するとする見解があるが、これは、()と批判されている。そこで、被害者を甲とし、()とする見解もあり得るが、立替払を被害としながら、商品に対する一項詐欺罪とするのは妥当でないとして、()とする見解があ

る。」

ア 乙は契約上甲の財産を処分できる地位にあるから、乙を欺いて甲に立替払をさせることにより、この時点で実質的に商品を詐取した一項詐欺罪が成立する

イ 乙からの売上票送付により、甲はXに支払意思・能力がないと分かっているにもかかわらず契約上立替払をせざるを得ないから、錯誤による処分行為がない

ウ 被害は甲に乙への立替払債務を生じさせたことにあるから、甲に対する二項詐欺罪が成立する

エ 契約上甲から乙へ確実に立替払がなされるから、損害は乙でなく甲に生じている

オ 乙が被害者であり、乙から商品を詐取する一項詐欺罪が成立する

カ 乙には甲のために回収不能な債権発生を防ぐ信義則上の義務があるから、Xの支払意思・能力の点に関し乙を錯誤に陥れたXの行為は欺もう行為である

【組合せ】

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---|---|---|---|---|
| ア | カ | ウ | エ | オ | ウ | イ | カ | エ | カ |
| カ | ウ | エ | イ | カ | ア | イ | オ | ア | オ |
| 1 . 4 個 | 2 . 5 個 | 3 . 6 個 | 4 . 7 個 | 5 . 8 個 | | | | | |

〔No.54〕 学生AないしDは、実行の着手に関し、次の から までのいずれかの異なる見解に立ち、下記のように他を批判する。学生と見解の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

実質的考察を離れ、形式的に構成要件該当行為の開始時点で実行の着手を認める。外部的事情を基礎として、法益侵害の現実的危険性の発生が認められた時点で実行の着手を認める。

外部的事情のほか、行為者の故意を基礎として、法益侵害の現実的危険性の発生が認められた時点で実行の着手を認める。

外部的事情、行為者の故意のほか、行為者の犯罪遂行の計画全体を基礎として、法益侵害の現実的危険性の発生が認められた時点で実行の着手を認める。

学生A ()君の見解では、実行行為の内容は明確だが、処罰範囲が狭くなりすぎる。

学生B ()君の見解では、人の住居に侵入した後、盗み出す金品を探し始めても、窃盗の実行の着手は常に否定されかねない。

学生C ()君の見解では、実行の着手についての立証が他説に比べ最も困難になってしまう。

学生D ()君の見解は、実行の着手を実質的に判断する点で評価できるが、主観面を考慮しなければ犯罪の個別化ができなくなってしまふ。

学生A 実行の着手を危険性の発生で判断するという点では賛成するが、違法性の本質は客観的に考えるべきだから、()君や()君の見解は問題だと思ふ。

学生B ()君の見解では、実行の着手の判断において、構成要件要素以外の事情を考慮することになってしまう。

- 1 . A - D 2 . A - C 3 . B - D
4 . B - C 5 . C - D

【No. 55】 次の文章の()内に語句群から最も適切なものを入れると、正当防衛の要件に関する最高裁判例の立場を説明した記述となる。()内に入る語句のうち、「攻撃の意思」と「積極的加害意思(積極的に加害行為をする意思)」を合計した個数は何個か。

「最高裁は、ある判決において、『()に名を借りて侵害者に対し積極的に攻撃を加える行為は、()を欠く結果、正当防衛のための行為と認めることはできないが、()と()とが併存している場合の行為は、()を欠くものではないので、これを正当防衛のための行為と評価することができる。』旨判示する一方、他の決定では、『刑法第36条における()は、当然又はほとんど確実に()が()されただけでは失われるものではないが、その機会を利用し相手に対して()で()に臨んだときは失われる。』旨判示している。

この二つの判例の趣旨を整合的に理解するならば、最高裁は、次のような基本的立場を採っているとも考えられよう。まず、防衛の意思の要件の存否は、不正の()に対し現に()に及ぶ時点において問題になる。これに対し、侵害の急迫性は防衛行為を正当なものとする前提としての状況であるから、その要件の存否は、現に()に及ぶ以前の段階において問題になる。すなわち、それぞれその要件を検討すべき時点を異にしている。そうであるとすれば、()に及ぶ以前の段階で、()を()しながら()で侵害に臨んだという事情のある場合には、防衛の意思を問題にする以前に、まず侵害の急迫性の存否が問題にされるべきであり、しかも、このような事態は正当防衛の()としての本質にそぐわないから、侵害の急迫性の要件を欠くと解される。他方、上記のような事情のない場合には、()は専ら防衛の意思の要件との関係において論じられるべきであり、この場合、たとえ()が併存していても同要件が否定されるものではなく、()が()を排除し尽くし、専ら()により行為を行ったとみられるような場合に限って否定されるものと解される。」

【語句群】

- | | | |
|----------|--------------------------|------------|
| a 侵害の急迫性 | b 防衛の意思 | c 防衛行為の相当性 |
| d 攻撃の意思 | e 積極的加害意思(積極的に加害行為をする意思) | |
| f 侵害 | g 侵害回避義務 | h 自招侵害 |
| i 緊急行為 | j 反撃行為 | k 回避 |
| l 予期 | m 防衛 | |

1 . 5 個 2 . 6 個 3 . 7 個 4 . 8 個 5 . 9 個

【No. 56】 次の文章の【 】から【 】までに、下記AからEまでの文章のうち適切なものを入れ、その()内に語句群から適切な語句を選んで入れると、盗品等に関する罪の罪質に関する記述となる。【 】、【 】及び【 】に入る文章の()内に入る語句の種類は何個か。なお、【 】にはEが入る。

「【 】。これに対し、【 】。もっとも、【 】。そこで、【 】。【 】。」

- A ()は、本罪の本質を()によって成立した()にあるとし、密猟によって取得された物件等についても本罪の客体性を()していた。しかし、この結論に対しては、本罪が()として規定されていることと矛盾すると厳しく批判されていた
- B 本罪を()という面だけで説明するのは不十分であり、本罪は()を助長し、

その利益にあずかるという性格も併せ有しているから、()という面も考慮する必要があるとし、本罪の罪質としては()と()とを結合して考えるべきであるとの見解が有力となってきた

C ()に対しても、()を私法上の返還請求権と解し、()を本罪の成立要件と解すれば、客体が不法原因給付物の場合、本罪の成立は()されるはずであり、また、本犯が詐欺の場合、被害者による意思表示の取消し前は、本罪の成立は()されることとなり、不合理であるとの批判がなされた

D 本罪の罪質をめぐっては、従来、()と()とが対立するとされてきた。()は、本罪を本犯の被害者が盗品等に対して有する()の実現を困難にする罪であると解し、その客体は()によって取得された財物に限るとしていた

E 判例は、本罪の罪質を基本的には()ととらえているが、本犯の被害者のもとに盗品を運んだ事案について盗品運搬罪の成立を()していることからすると、本罪の罪質を()のみととらえていると解するのは困難である

【語句群】

- | | | |
|--------|-----------|----------------|
| a 追求権説 | b 違法状態維持説 | c 利益関与説 |
| d 追求権 | e 追求権の侵害 | f 違法な財産状態の維持存続 |
| g 利益関与 | h 財産犯 | i 犯罪 |
| j 肯定 | k 否定 | |

1 . 6 個 2 . 7 個 3 . 8 個 4 . 9 個 5 . 1 0 個

〔No. 57〕 教唆犯と刑法の場所的適用に関する次の文章の【 】から【 】までに、下記アからカまでの文章のうち適切なものをそれぞれ入れた場合、【 】、【 】及び【 】に入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

「【 】との考え方を前提として、【 】との見解がある。この見解では、【 】が、【 】ことについて、【 】と批判されている。この点については、【 】との反論もなされている。」

ア 教唆犯が正犯に従属する以上、教唆犯の犯罪地には、教唆行為の場所のほかに、正犯の犯罪地も含まれると解すべきである

イ 正犯が不処罰となるのは、刑法がその者との関係で準拠法として機能しないからにすぎず、犯罪論上正犯に犯罪が成立しないためではない

ウ 犯罪地は、犯罪行為や結果発生を標準として決定すべきである

エ 正犯が日本では処罰されないのに、その教唆犯を処罰することは共犯の従属性の原則に反する

オ 教唆行為が国内で行われ、正犯の実行行為が国外で行われた場合については、教唆犯が国内犯として処罰されるにもかかわらず、正犯は、国外犯処罰規定が存在する場合を除き、日本では処罰されない

カ 教唆行為が国外で行われ、正犯の実行行為が国内で行われた場合については、教唆犯を国内犯として処罰できる

1 . ア イ オ 2 . ア ウ カ 3 . ア エ イ
4 . ウ エ ア 5 . ウ オ エ

重い刑により処断する。

〔No.59〕 学生AないしCは、事実の錯誤に関して次の , のいずれかの見解を採り、の見解にあつては、殺人の故意の個数に関して下記ア、イのいずれかの考え方を、の見解にあつては、客体が「物」の場合の符合の範囲に関して下記 , のいずれかの考え方を採っている。下記 から までの事例に関し、Y又はテレビを客体とする故意犯の成否について、学生AないしCの結論は下表のとおりである。学生の見解と考え方の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

認識した内容と発生した事実とが構成要件の範囲内で符合している限り故意を阻却しない。

認識した内容と発生した事実とが具体的に符合しない限り故意を阻却する。

【考え方】

ア 人を殺すことの認識で足り、殺される人の数は故意にとって重要ではない。

イ 一人しか殺す意思がなかった場合、故意の成立は1個にとどまる。

同一の法益主体に関する同種の構成要件的結果につき符合を認める。

の場合でも、客体が異なれば符合を認めない。

【事例】

甲は、Xを殺す意思でけん銃を撃ったが当たらず、隣のYに当たって死亡させた。

甲は、Xを殺す意思でけん銃を撃ったところ、Xを貫通した弾丸がYにも当たり両者を死亡させた。

甲は、乙所有の花瓶を壊す意思で石を投げたが当たらず、そばにあった同人所有のテレビに当たってこれを壊した。

甲は、乙所有の花瓶を壊す意思で石を投げたが当たらず、そばにあった丙所有のテレビに当たってこれを壊した。

| | | | | |
|---------|---|---|--|---|
| 学生 \ 事例 | | | | |
| A | | × | | |
| B | × | × | | × |
| C | | | | |

(○ は成立, × は不成立)

- 1 . A - - ア 2 . A - - 3 . B - - イ
 4 . B - - 5 . C - - イ

〔No. 60〕 学生AないしDは、刑法第43条ただし書の「自己の意思により」の解釈（中止未遂における中止の任意性）に関し、次の から までのいずれかの異なる見解を採っている。この見解をめぐり、学生AないしCが下記のとおり発言している。後記アからエまでの事例について、各学生の見解から中止犯の成否を検討した場合、学生Bの見解から中止犯が成立する事例の個数と、学生Dの見解から中止犯が成立する事例の個数との合計は幾つか。

【見解】

犯罪遂行の外部的障害の影響を受けず自発的に中止した場合に任意性を認める。

改しゅん、哀れみ、同情等の広義の悔悟に基づき中止した場合に任意性を認める。

未遂となるに至った事情が、社会通念上一般に、犯罪遂行の障害とならないのに中止した場合に任意性を認める。

犯罪遂行の外部的障害を認識した行為者の意識の過程を客観的に判断し、行為者が、犯罪の遂行は可能であるが、やり通すことを欲せず中止した場合に任意性を認める。

【発言】

学生A C君の見解は、行為者の意思を離れて、専ら社会通念を標準とした客観的見地から考えようとする点で、妥当でないのではないか。

学生B A君の見解は、法文の素直な読み方に最も合致するが、人の意思決定は通常外部的事情に影響を受けるので、その点を考慮すべきではないか。

学生C D君の見解は、中止の任意性の要件として、過度に道徳的なものを要求しており、妥当でないのではないか。

【事例】

ア 甲は、居酒屋でささいなことから乙とけんかになり、殺意を持って、そばにあった花瓶で乙の頭部を殴ったが、多量の出血を見て驚がくして逃げ去ったところ、傷は軽く命に別条はなかった。

イ 甲は、通行中の乙を強姦しようとして企て、後ろから抱き付いて脇腹付近を数発殴って強姦しようとしたが、そのときたまたま近づいてくるパトカーに気付き、強姦はできないとあきらめて逃げ去った。

ウ 甲は、金品を強取しようとして企て、通行中の乙に殴りかかったが、余りに粗末な身なりの乙が強取しないよう哀願したためかわいそうに思い、そのまま立ち去った。

エ 甲は、深夜、美術館において、絵画を盗もうと物色していたところ、ピカソの絵を見付けて手を掛けたが、自分の好みに合わなかったので、何も盗まずに立ち去った。

1 . 2 個

2 . 3 個

3 . 4 個

4 . 5 個

5 . 6 個